

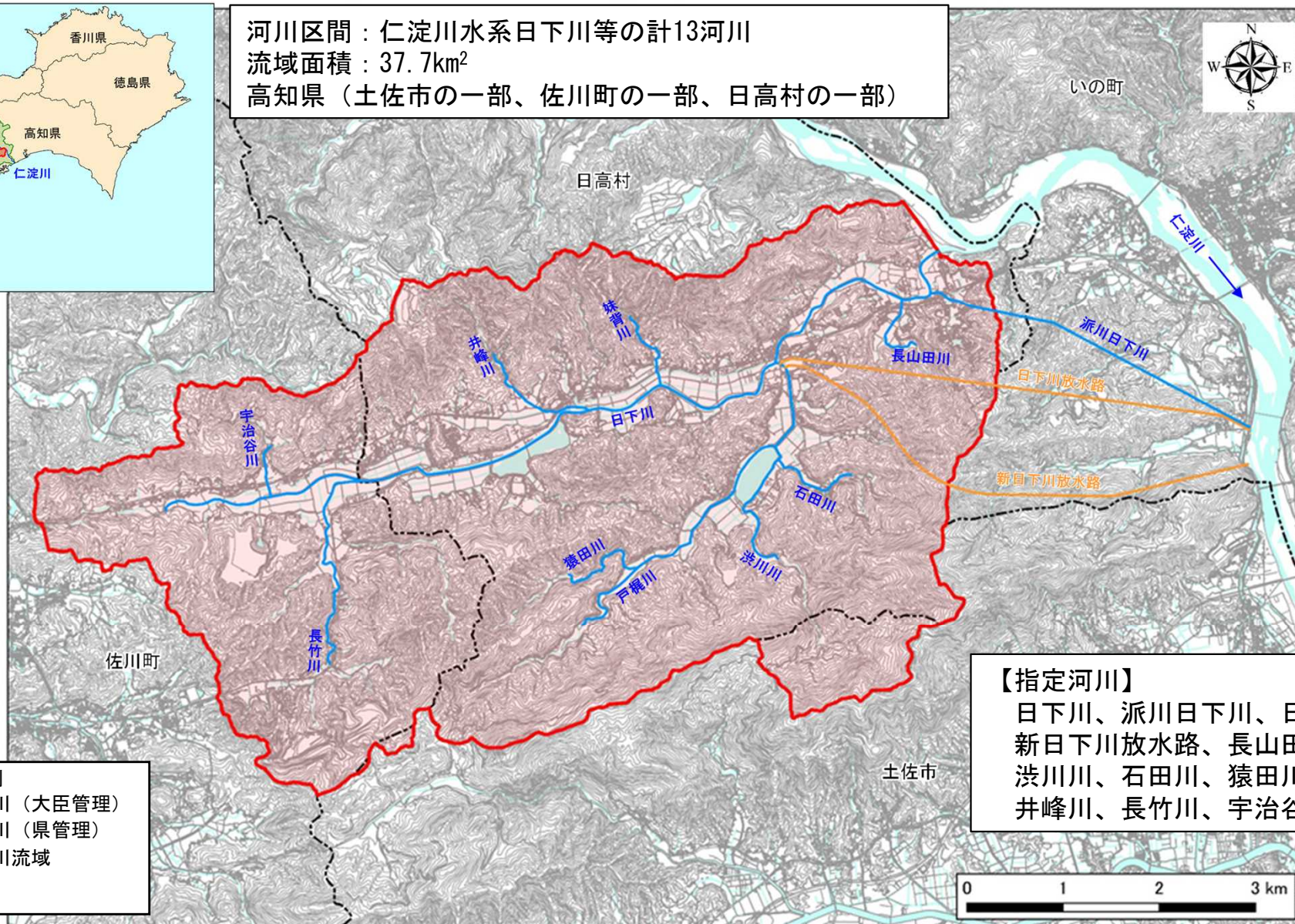
日下川流域水害対策計画 に関する説明資料

令和7年12月22日

- これまで「日下川総合内水対策計画」に基づき、国、高知県、村が連携し、ハード・ソフト対策を一体的に取り組み、流域の治水安全度は着実に向上してきた。
- しかし、地形的な特性から浸水被害のリスクは残っており、また、気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化することも想定されていることから、あらゆる関係者の協働による治水対策「流域治水」を推進するため、令和6年12月3日に仁淀川水系日下川等の計13河川を特定都市河川・流域に指定。（法第30条～第43条に係る規定は令和7年7月より施行。）



河川区間：仁淀川水系日下川等の計13河川
 流域面積：37.7km²
 高知県（土佐市の一部、佐川町の一部、日高村の一部）



凡例
 — 特定都市河川（大臣管理）
 — 特定都市河川（県管理）
 ■ 特定都市河川流域
 [---] 行政界

【指定河川】
 日下川、派川日下川、日下川放水路、新日下川放水路、長山田川、戸梶川、渋川川、石田川、猿田川、妹背川、井峰川、長竹川、宇治谷川

法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

ハード整備の加速化

特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用

○流域水害対策計画に位置付けたメニューについて、整備を加速化

- 河道掘削・堤防整備（高知県）
- 放水路の適切な運用（国、高知県）
- 樋門等の耐震・老朽化対策（国）
- 排水ポンプ車の配備（国）
- 雨水排水ポンプの整備（自治体）
- （仁淀川本川河道掘削、横断工作物の改良等（国））

流出抑制対策の推進

開発に伴う流出増への対策の義務化
（雨水浸透阻害行為の許可）

- 流出量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け

貯留機能を有する土地の有効活用
（田んぼダムの推進、貯留機能保全区域の指定）

- 農地遊水機能の積極的な活用「田んぼダム」の推進
- 旧川跡等の雨水貯留活用 等

「水災害に強く、住み続けられるまちづくり」を目指す

- 河川整備や雨水貯留浸透施設の整備等による浸水被害の軽減
- 土地利用規制等の取組の推進（条例による規制行為の法定化含む）による現状からの悪化を防止
- 協議会等を通じた事業推進課題等の共有及び問題解決・合意形成の推進 等



河川改修



雨水排水ポンプの整備



田んぼダム

※具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合がある。